

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しないこととし、休業特別支給金についてのみ平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間支給することとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、同月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けている者である。

請求人は、C会社（以下「事務所」という。）の中小事業主として土木工事業を営んでいたところ、平成〇年〇月〇日、建設現場から重機に給油した残りの軽油を事務所に戻すため、トラックを運転して事務所に向かう途中、交差点で青信号により進入した際に、左方から信号を無視して進入してきた普通自動車と衝突し、負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「第3腰椎右横突起骨折、頸椎捻挫、右膝捻挫、右肋骨打撲」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。なお、この間の治療費については、事故の相手方（以下「第二当事者」という。）が加入している自動車保険から支払われた。

請求人は弁護士を代理人とし、第二当事者は自動車保険会社（以下「保険会社」という。）を代理人として交渉し、請求人と第二当事者は、平成〇年〇月〇日付けで「承諾書（免責証書）」（以下「免責証書」という。）を取り交わし、示談

(以下「本件示談」という。)を行った。本件免責証書によれば、要旨、第二当事者は、請求人に対し〇円の支払義務があることを認め、この支払を履行することにより、請求人は第二当事者側に対し、いかなる名目を問わず、損害賠償の請求をしないことを承諾するという内容であった。

その後、請求人は、本件災害のために労働することができなかつたとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害を業務上災害と認め、休業が必要だった期間を平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までと認定したうえで、休業特別支給金のみ支給する旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、示談は有効に成立し、請求人の債権債務は消滅しているとした上で、監督署長が請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)は、自賠償保険において支払われた休業損害は、代替労働者分として支払われたもので、請求人自身に係る休業損害として支払われたものではないことは保険会社に確認済みであることから、請求人自身に係る休業損害については、本件示談によって解決され

ているとはいえず、したがって、真正な全部示談が成立しているとの判断は誤りであり、取り消されるべきである旨を主張する。

- (2) しかしながら、本件に係る一件記録を精査すると、本件の免責証書においては、加害者、被害者及び保険会社の三者間において、合意事項の履行をもっていかなる名目を問わず損害賠償請求をしないことを承諾する旨明記されており、合意事項の細目には、要旨「上記治療費以外の人身損害に対する賠償金一切として、〇円を支払う」ものと記載されていることから、本件災害に係る損害賠償の全部について、本件示談の対象とされていることが認められる。

また、請求代理人は、請求人と保険会社との間に、休業損害の認識にずれがあり錯誤であることから、真正な示談であったとはいえない旨を主張するが、同証書の記載は明確であり、請求代理人が主張するがごとき疑念をもち得る余地はないものと判断せざるを得ない。さらに、請求人は、「損害賠償金額に承諾して、内容を確認のうえ承諾書に署名押印したことは間違いありません。私としてはこれで示談が済んだと思っています。」と述べていることから、本件示談が真正に成立しているものであったことは疑いようがないものである。

- (3) したがって、本件災害については、免責証書により、真正全部示談が成立しているものと認めることが相当であり、請求代理人の主張は、採用できないものである。

- (4) また、請求代理人は、請求人が全部労働不能の状態にあったのは、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の〇か月間であるから、休業特別支給金の支給期間を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇か月間とした監督署長の判断は誤りである旨併せて主張する。

しかしながら、請求人は、平成〇年〇月〇日に「E」、同月〇日に「F」の各工事現場において、自ら作業指示をしていたことについて自認しており、平成〇年〇月〇日以降の全日について休業を余儀なくされたとの主張については疑念を抱かざるを得ず、当審査会としても、休業が必要であった期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇か月間であると判断する。

- (5) なお、請求代理人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。